

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部 契約課
監査の種類	平成30年度 行政監査 (30監第75号 平成31年3月29日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和元年5月20日

指摘一覧	措置通知日
意見又は要望とする事項	
プロポーザル方式についても、契約の公正性、効率性及び有効性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要な遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されることを望むものである。	令和元年 5月20日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>地方公共団体が締結する契約は競争入札を原則としており、プロポーザル方式によるものを含め、競争入札の方法によらないで任意に特定の相手方を選定し契約を締結する随意契約は、例外的な方法とされている。</p> <p>本市では、これまでに「役務的業務委託に関する契約事務の指針」及び「随意契約に関する事務執行のための指針」を策定し、それらに基づき契約事務の適正な運用に努めてきたところである。</p> <p>一方、プロポーザル方式に関する事務手続の方針は、「随意契約に関する事務執行のための指針」の中で、実施に当たっての注意点及びフロー図が参考例として示されているに留まっている。</p> <p>このため、各々の契約において、適切な募集期間の確保、審査の最低基準点の設定、審査基準の事前公表、結果の公表、選定等の理由説明等において運用に一貫性が欠ける面が見受けられた。その運用において依るべき基準等がないまま、各課においてプロポーザル方式による契約事務が多数執行されている現状は、不適切な事務執行が行われるリスクを抱えていると考えられる。</p> <p>また、プロポーザル方式は、競争入札では事業の所期の目的を達成できない場合に、価格や技術力・企画力等の専門的な要素を含め総合的な比較検討を行い、最適な事業者を選定することを目的として行うことから、その実施に当たっては、調達される物品やサービス等についての質が確保されるような手続きを講ずることが重要であると考えられる。</p> <p>このようなことから、プロポーザル方式についても、契約の公正性、効率性及び有効性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要の遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されることを望むものである。</p>	<p>一般的な入札及び随意契約については、法令等による根拠が存在し、当課においても入札、契約関係の実務を行っていることから、当該内容を把握し、他課の相談等に対し、審査や助言等を行える立場にあると考えています。</p> <p>一方、プロポーザル方式による随意契約については、当課において実務は行っていないこと、また、一般的な入札と比較しても案件毎に条件等が多岐にわたることから、これまで、「随意契約に関する事務執行のための指針」の中で、基本的な実施フローを参考例として掲載し、詳細事項については各発注課で設定してきたところです。</p> <p>しかしながら、今回の行政監査において、各発注課のプロポーザル方式による事務執行が一貫性に欠けており、不適切な執行のリスクを抱えているとの指摘に基づき、プロポーザル方式による契約の基本的な事務処理における共通部分をまとめた指針の検討及び作成を、令和元年度中に行う予定としております。</p>